

改正

平成8年12月17日条例第29号

平成12年1月20日条例第1号

平成13年9月20日条例第17号

平成14年9月20日条例第27号

平成16年12月14日条例第26号

平成17年3月25日条例第4号

平成20年6月12日条例第20号

平成27年12月14日条例第32号

令和元年6月13日条例第16号

令和4年3月24日条例第1号

千歳市情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を具体化するため、公文書の公開を求める権利を明らかにし、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市政について市民に説明する責務を果たすとともに、市民の理解と信頼の下にある開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。
- (3) 公文書の公開 この条例の定めるところにより、実施機関が公文書を閲覧に供し、又は公

文書の写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を求める権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を求めるものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用するとともに、第三者の権利を侵害することがないようにしなければならない。

(公文書の公開を請求することができるもの)

第5条 何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 公開請求をするものの氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公開を請求しようとする公文書の名称その他当該公文書を特定するために必要な事項
- (3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開の決定等)

第7条 実施機関は、前条第1項の請求書の提出があったときは、提出があった日の翌日から起算して14日（同条第2項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した期間を除く。）以内に、当該公開請求に係る公文書を公開する旨若しくは公開しない旨又は第11条第1項の規定により当該公開請求を拒否する旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定（以下「公開決定等」という。）をしたときは、当該決定に係る請求者に対し、速やかにその内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に公開決定等を行うことができ

ないときは、公開決定等を行うべき期間を、同項に規定する期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する旨及びその理由を請求者に速やかに通知しなければならない。

- 4 実施機関は、第1項の規定により公文書を公開する旨の決定（以下「公開決定」という。）をしたときにあっては公開の場所及び日時を、公文書の公開をしない旨の決定（第12条第1項の規定による公開請求に係る公文書の一部を公開しない旨の決定を含む。以下この項において同じ。）又は公開請求を拒否する旨の決定をしたときにあってはその理由を第2項の書面に付記しなければならない。この場合において、公開しない旨の決定をした公文書の全部又は一部についての公開が可能となる時期が明らかであるときは、併せてその旨を付記しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第8条 公開請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外のもの（以下この条及び第15条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1） 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が次条第1号ウ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2） 第三者に関する情報が記録されている公文書を第10条の規定により公開しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者がその公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第15条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開する日を書面により通知しなければならない。

（実施機関の公開義務）

第9条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文

書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- (4) 市と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人（市が設立した地方独立行政法人を除く。）その他公共的団体（以下「国等」という。）との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあるもの

- (5) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国等との間における審議、検討、協議、調査研究等の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、意思形成に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、次に掲げるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関する情報であつて、公開することにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であつて、公開することにより、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの

ウ 評価、診断、判定、選考、指導、相談等に係る事務に関する情報であつて、公開することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

エ 調査研究に係る事務に関する情報であつて、公開することにより、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(7) 法令等の定め又は実施機関が法律上従う義務を負う国若しくは北海道の機関の指示等により、公にすることができないと認められる情報

(公益上の理由による裁量的公開)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第11条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、速やかに千歳市情報公開・個人情報保護運営審議会及び千歳市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成20年千歳市条例第20号）第1条第1項の千歳市情報公開・個人情報保護運営審議会に報告しなければならない。

(公文書の一部公開及び時限公開)

第12条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報とそれ以外の情報を記録した部分がある場合において、非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、公開請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該公文書のうち非公開情報が記録されている部分を除いて、これを公開しなければならない。

2 実施機関は、非公開情報が記録されている公文書であっても、当該公文書が期間の経過により

公開することができることとなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公文書の公開の実施)

第13条 公文書の公開は、実施機関があらかじめ指定する日時及び場所において行うものとする。

2 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については視聴その他実施機関が指定する方法により行う。

3 実施機関は、閲覧により公文書を公開する場合において、当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、前条第1項の規定により公文書を公開するときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものにより公開することができる。

(費用の負担)

第14条 この条例の規定による公文書の公開に係る手数料は、無料とする。ただし、公文書の写しの交付を受けるものは、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(救済手続)

第15条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、千歳市情報公開・個人情報保護運営審議会及び千歳市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条第2項の千歳市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が明らかに不適法であることを理由として却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定により諮問をした審査庁（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び第5項第2号において同じ。）

(2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 諮問庁は、第1項の諮問に対する答申があったときは、これを尊重して同項の審査請求に対す

る裁決を行うものとする。

5 第8条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）

を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（会議の公開）

第16条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）は、当該附属機関等の会議を公開するよう努めるものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

（出資法人等の情報公開）

第17条 市が出資その他の財政上の援助等を行っている法人等であって規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書等（文書、図画及び電磁的記録をいう。以下この条及び次条において同じ。）の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等が保有する文書等であって、実施機関が管理していないものに関し閲覧、写しの交付等の申出があったときは、当該出資法人等に対して当該文書等を実施機関に提出するよう求めるものとする。

（指定管理者の情報公開）

第18条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、同法第244条第1項の公の施設の管理を行うに当たって当該指定管理者の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該指定管理者の職員が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているものの公開に努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者が保有する前項の文書等であって、実施機関が管理していないものに関し閲覧、写しの交付等の申出があったときは、当該指定管理者に対して当該文書等を実施機関に提出するよう求めるものとする。

第19条から第23条まで 削除

（他の法令等との調整）

第24条 この条例は、法令等の定めるところにより閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付の手

続きが定められている公文書については、適用しない。

- 2 この条例は、図書館その他市の施設において一般の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

(公文書の任意的公開)

第25条 実施機関は、この条例の規定により公開を請求できる公文書以外の公文書について、公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

- 2 前項の場合において、当該申出に係る公文書に非公開情報が記録されている場合は、当該公文書は公開しないものとする。

- 3 第14条の規定は、第1項の規定により公文書の公開をする場合に準用する。

(情報提供等)

第26条 実施機関は、総合的な情報公開制度を推進するため、情報提供施策及び情報公表施策の整備拡充を図り、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が的確に得られるように努めるものとする。

(公文書目録の作成)

第27条 実施機関は、迅速に公文書が検索することができるように公文書の目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(実施状況の公表)

第28条 市長は、毎年、各実施機関の公文書の公開の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(市長の調整)

第29条 市長は、この条例による情報公開制度の円滑かつ統一的な実施を図るうえで必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、公文書の公開に関して報告を求め、又は助言することができる。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定(第5条から第11条までの規定による公文書の公開に関する規定に限る。)は、平成4年4月1日以降の公文書に適用する。

附 則（平成 8 年12月17日 条例第29号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 1 月20日 条例第 1 号）

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 9 月20日 条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千歳市情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）第 6 条の規定により行われている公文書の公開請求は、この条例による改正後の千歳市情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）第 6 条の規定による公開請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第13条の規定により行われている行政不服審査法（昭和 37 年法律第160号）による不服申立ては、改正後の条例第13条第 1 項に規定する同法による不服申立てとみなす。
- 4 この条例の施行の日前に改正前の条例第 7 条第 1 項の規定により決定を行った公文書に係る行政不服審査法による不服申立てについては、改正前の条例第 8 条及び第 9 条の規定に基づき、その決定又は裁決を行うものとする。

附 則（平成14年 9 月20日 条例第27号）

この条例は、平成15年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年12月14日 条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の千歳市情報公開条例の規定によりなされた請求、処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の千歳市情報公開条例の相当規定に基づいてなされた請求、処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年 3 月25日 条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした第2条の規定による改正前の千歳市個人情報保護条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年6月12日条例第20号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(千歳市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際、現に第2項の規定による改正前の千歳市情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第15条第1項の規定により千歳市情報公開審査会に諮問している不服申立ては、第2項の規定による改正後の千歳市情報公開条例（以下「新情報公開条例」という。）第15条第1項の規定により千歳市情報公開・個人情報保護審査会に諮問している不服申立てとみなす。
- 5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧情報公開条例第15条第3項の規定により千歳市情報公開審査会から答申があった不服申立てであって、施行日において当該不服申立てについて決定又は裁決がされていないものに係る新情報公開条例第15条第3項の規定の適用については、旧情報公開条例第15条第3項に規定する千歳市情報公開審査会の答申を新情報公開条例第15条第3項に規定する千歳市情報公開・個人情報保護審査会の答申とみなす。
- 6 この条例の施行の際、現に旧情報公開条例第19条第1項の規定により情報公開制度に関する重要事項について千歳市情報公開審査会に諮問しているものは、この条例第2条第1項の規定により千歳市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問しているものとみなす。
- 7 旧情報公開条例第22条第3項の千歳市情報公開審査会の委員及び臨時委員であった者に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

附 則 (平成27年12月14日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。（後略）

(経過措置)

- 2 処分又は不作為に関する不服申立てであって、この条例の施行の日前にされた処分又は同日前にされた申請に係る不作為に関するものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年6月13日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の千歳市情報公開条例第2条及び

第9条の規定並びに第2条の規定による改正後の千歳市個人情報保護条例第2条及び第13条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月24日条例第1号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。